

平成30年度人事院政策評価結果

	政策所管部局	公平審査局												
政 策	6 公平審査の適正かつ円滑な実施													
目 標	<p>(政策目標) 各事案について、適正な手続に則り、両当事者に十分な主張を尽くさせた上で、速やかに判定又は決定を発出する。</p> <p>(具体的な取組内容) 公平審査の適切かつ迅速な処理は、職員の利益はもとより、人事行政の適正な運営、ひいては公務の公正かつ能率的な運営の確保のためにも常に求められる。このため、事案の整理、調査範囲の検討等を十分に行った上で、当事者との緊密な連絡・打合せ、当事者による主張・立証のための行為の促進、的確な審理指揮等により迅速かつ計画的な集中審理を行うとともに、請求者の主張が多岐にわたるなど事実認定を慎重に行う必要があるような事案については、両当事者の主張を十分に確認するなど丁寧な審査に努める。平成30年度においては、公平審査を適切かつ迅速に実施し、できるだけ早期に判定を発出するよう努め、結審等から5か月以内に判定等を行った件数の割合を80%以上にする。また、不利益処分審査請求事案について、受付から1年以内に処理した件数の割合を75%以上にする。</p>													
具体的取組結果	<p>《取組内容1》必要十分な主張・立証活動の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 審理を円滑に実施する取組として、事案の進行計画を作成し、それに沿ってスケジュールを管理しながら、当事者の主張・立証活動を促し、必要十分な調査を効率的に行うよう努めた。 <p>《取組内容2》事案の計画的な進行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 審理手続の進捗管理等を十分に行い、適切・迅速に審理をし、結審後、速やかに判定案作成を行った。その結果、平成30年度末における結審等から5か月以内に判定等を行った件数の割合は89.7%（29件中26件）、不利益処分審査請求事案について、平成30年度末における全処理件数に占める受付から1年以内に処理した件数の割合は76.9%（13件中10件）となった。〔3月末時点見込み〕 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 16.6%;">平成28年度</th> <th style="width: 16.6%;">平成29年度</th> <th style="width: 16.6%;">平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全判定件数に占める結審等から5か月以内に判定等を行った件数の割合</td> <td style="text-align: center;">97.1% (35件中34件)</td> <td style="text-align: center;">82.4% (34件中28件)</td> <td style="text-align: center;">89.7% (29件中26件)</td> </tr> <tr> <td>不利益処分審査請求事案の全処理件数に占める受付から1年以内に処理した件数の割合</td> <td style="text-align: center;">85.7% (7件中6件)</td> <td style="text-align: center;">90.9% (11件中10件)</td> <td style="text-align: center;">76.9% (13件中10件)</td> </tr> </tbody> </table>			平成28年度	平成29年度	平成30年度	全判定件数に占める結審等から5か月以内に判定等を行った件数の割合	97.1% (35件中34件)	82.4% (34件中28件)	89.7% (29件中26件)	不利益処分審査請求事案の全処理件数に占める受付から1年以内に処理した件数の割合	85.7% (7件中6件)	90.9% (11件中10件)	76.9% (13件中10件)
	平成28年度	平成29年度	平成30年度											
全判定件数に占める結審等から5か月以内に判定等を行った件数の割合	97.1% (35件中34件)	82.4% (34件中28件)	89.7% (29件中26件)											
不利益処分審査請求事案の全処理件数に占める受付から1年以内に処理した件数の割合	85.7% (7件中6件)	90.9% (11件中10件)	76.9% (13件中10件)											
測 定 指 標	<ul style="list-style-type: none"> 全判定件数に占める結審等から5か月以内に判定等を行った件数の割合 平成30年度末における上記割合は89.7%となり、平成30年度における目標は達成された。〔3月末時点見込み〕 不利益処分審査請求事案の全処理件数に占める受付から1年以内に 													

	<p>処理した件数の割合 平成30年度末における上記割合は76.9%となり、平成30年度における目標は達成された。〔3月末時点見込み〕</p>
<p>達成度の評価</p>	<p>《評価》目標達成</p> <p>《目標達成度の判断理由》 平成30年度における全判定件数に占める結審等から5か月以内に判定等を行った件数の割合は89.7%となり、目標とした80%を上回った。〔3月末時点見込み〕 また、不利益処分審査請求事案の平成30年度における全処理件数に占める受付から1年以内に処理した件数の割合は76.9%となり、目標とした75%を上回った。〔3月末時点見込み〕</p> <p>以上を踏まえ、平成30年度における政策は、目標達成と判断した。</p>
<p>施策の分析</p>	<p>《取組内容1について》</p> <ul style="list-style-type: none"> 事案の進行計画を作成し、それに沿ったスケジュール管理を徹底しながら、当事者の主張・立証活動を促し、必要十分な調査を効率的に行うよう努めたことにより、事案の適切かつ迅速な処理が図られ、当初目標の達成に向けて有効に寄与したと考えられる。 <p>《取組内容2について》</p> <ul style="list-style-type: none"> 審理手続の進捗管理等を十分に行い、適切・迅速に審理し、結審後、速やかに判定案作成を行ったことにより、事案処理の促進と判定の速やかな発出が図られたことから、当初目標の達成に向けて有効に寄与したと考えられる。
<p>今後の施策に反映させるべき事項</p>	<p>引き続き、当事者の主張を踏まえて必要十分な調査を進め、効率的かつ確かな事実認定を行うことなどにより、公平審査の適正かつ円滑な実施を進めることが必要である。今年度は、審理手続の進捗管理の徹底等により目標を達成できたことを踏まえ、引き続き、進捗管理の徹底と速やかな判定案作成に取り組んでいく。</p> <p>《取組内容1について》</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、事案の進行計画を作成し、それに沿ってスケジュールを管理しながら、当事者の主張・立証活動を促し、必要十分な調査を効率的に行うよう努める。 <p>《取組内容2について》</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、争点・論点等の整理や審理手続の進捗管理等を十分に行い、適切・迅速に審理をし、結審後、速やかに判定案作成を行う。 <p>《測定指標について》</p> <ul style="list-style-type: none"> 数値目標があることにより、計画的かつ迅速な事案の処理につながるものと考えられるため、来年度も引き続き測定指標として設定する。
<p>有識者の意見</p>	<p>○ 「結審等から5か月以内に判定等を行った件数の割合を80%以上」という数値目標について、今回の実績であれば「目標超過達成」と評価することも考えられる。しかしながら、全体の件数は多くなく1件異なるだけで割合が大きく変わる状況にあること、また、「不利益処分審査請求事案について受付から1年以内に処理した件数の割合が75%」という数値目標に対して「76.9%」と僅かに上回る状況にあったことなどからすれば、「目標達成」とすることが妥当である。</p>